



1 認定のメリット

兵庫県が、少額の物品や役務※等（工事関係を除く）にかかる指名競争入札や少額随意契約を行う場合に優先的な取り扱い（優先発注制度）を受けることができます。

※役務：クリーニング、清掃・施設管理

県が物品等を調達する際、原則として1者以上の認定企業（障害者雇用促進企業・多数障害者雇用企業・ひょうご障害者ハート購入企業・多額購入企業）を含む数社を選定し、見積り合わせや指名競争入札を行ったうえで発注先を決定します。

その後は通常どおり、見積り合わせや指名競争入札が行われますので、必ずしも受注に結び付くとは限りませんが、認定を受けていない事業者と比べ入札参加等の機会が増えることにより、受注の可能性も高くなるといえます。

2 認定要件

認定を受けるためには「令和5・6・7年度兵庫県物品関係入札参加資格者名簿」への登録が必要です。

未登録の場合、県HP（物品関係入札参加資格審査申請）をご参照ください。

⇒ <https://web.pref.hyogo.lg.jp/sk03/suikan17/48.html>

◆障害者雇用促進企業

- ・県内に事業所があり、障害者法定雇用率（令和7年6月1日現在 常用雇用労働者数が40人以上の事業所において障害者雇用率が2.5%以上）を満たしていること
- ・県内事業所の雇用障害者数が常用雇用労働者数の3.6%以上かつ2人以上※であること

※ 20%以上かつ5人以上9人以下の場合、「**多数障害者雇用企業Ⅰ類型**」の認定となり、主に障害者が直接従事する業務等に関し、年1回随意契約できる場合があります。10人以上の場合、「**多数障害者雇用企業Ⅱ類型**」の認定となり、回数に制限はありません。

◆ひょうご障害者ハート購入企業

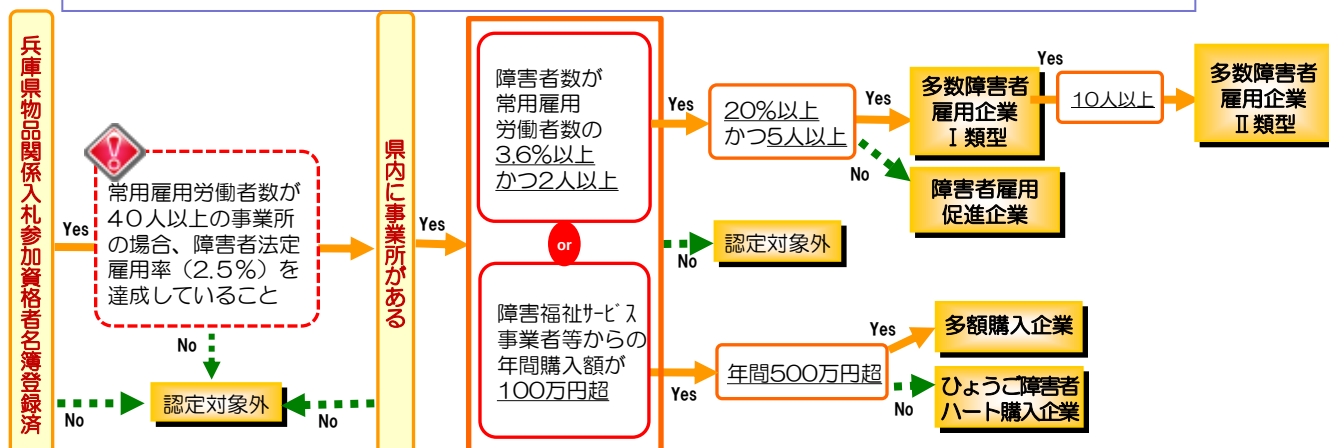
- ・県内に事業所があり、障害者法定雇用率（令和7年6月1日現在 常用雇用労働者数が40人以上の事業所において障害者雇用率が2.5%以上）を満たしていること
- ・障害福祉サービス事業者等から年間100万円超※の物品購入等の実績があること

※ 年間500万円超の購入実績がある場合、「**多額購入企業**」の認定となり、主に障害者が直接従事する業務等に関し、随意契約できる場合があります。

※ 障害福祉サービス事業者等と契約を結ぶ場合も同様の優先的取扱いがあります。

☞障害福祉サービス事業者とは？

障害者総合支援法第5条に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援、就労継続支援）を運営する法人や、障害者支援施設を運営する法人、地域活動支援センターを運営する法人、小規模作業所の設置者、共同受注窓口団体（兵庫セルフセンター等）、在宅就業支援団体が該当します。



- (1) 申請時期
毎年、2月、8月の2回
- (2) 申請書提出先
兵庫県出納局物品管理課（郵送・持参）（神戸市中央区下山手通5-10-1）
- (3) 申請様式等
県HP（障害者雇用促進企業等認定申請手続）からダウンロードできます。
受付期間や添付書類、その他詳細についてもこちらのページでご確認ください。
⇒ https://web.pref.hyogo.lg.jp/sk03/tb03_0000000008.html

◆◆ 認定申請にあたってのご注意 ◆◆

- 認定された企業等を優先的に取り扱おうとする制度であり、受注を確約するものではありません。
- この認定申請は、障害者雇用促進法の規定に基づく障害者雇用状況報告とは別制度です。この申請をもってハローワークへの報告にかえることはできません。
- 認定要件を満たさなくなった場合は、速やかに県まで申し出てください。
- 申請に虚偽等があった場合、事実関係を確認の上、当該認定を取り消すことがあります。また、必要に応じて、事業所等への立ち入り調査を行う場合もあります。

【お問い合わせ先】

- 神戸市中央区下山手通5-10-1 TEL：078-341-7711（代表）
- 〔☞ひょうご障害者ハート購入企業について〕
兵庫県福祉部ユニバーサル推進課（内線73652）
- 〔☞障害者雇用促進企業について〕
兵庫県産業労働部能力開発課（内線74140）
- 〔☞物品関係入札参加資格（登録）者名簿について〕
兵庫県出納局物品管理課（内線75787）

